

台東区医療機関等物価高騰対策支援事業 補助金のご案内

締切日(必着)

2 / 27_(金)

台東区では、物価高騰の影響を受け、感染対策にかかる医療資材費等の費用が増大し、医療機関等の負担が重くなっている状況を踏まえ、負担軽減を目的とした支援を実施します。つきましては、下記の要領にてご申請くださいますようお願い申し上げます。本補助金は、国が実施する「重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

◆ 対象施設

令和7年12月1日時点において、区内に開設している以下①～③の医療機関等（台東区医療機関等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱第2条規定）で令和8年3月31日まで継続して運営し、補助金の交付申請後も事業継続の意思がある事業所

① 病院、診療所、歯科診療所、薬局

※健康保険法第63条第3項第1号に定める保険医療機関及び保険薬局

② 助産所

※医療法第2条第1項に定める助産所

③ 施術所

※柔道整復師法の規定又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づき開設している施術所のうち、療養費の受領委任の取扱いを行う施術所、または償還払による保険診療を行っている施術所

※対象施設の確認は申請書の誓約事項にチェック(✓)の記入の有無により行います。証明書類等の提出は不要です。ただし、後日、対象施設でないことが判明した場合は、補助金の返還をお願いすることになりますのでご留意ください。

◆ 補助額

対象施設	補助金額
病院、有床診療所	15万円
無床診療所、歯科診療所、助産所、薬局	5万円
施術所	2万5千円

◆ 送付書類

- ① 台東区医療機関等物価高騰対策支援事業補助金のご案内（本紙） 1部
② 【記載例】台東区医療機関等物価高騰対策支援事業補助金申請書兼口座振替依頼書 1部
③ 台東区医療機関等物価高騰対策支援事業補助金申請書兼口座振替依頼書 2部

(i) 【申請者情報（表面）に印字がある申請書】

予備として同封しています。

(ii) 【申請者情報（表面）に印字がない申請書】

(i)の申請情報（表面）に誤りがある場合等にご使用ください。

◆ 申請方法

次の書類を下記の **申請書類送付先** まで郵送してください。

台東区医療機関等物価高騰対策支援事業補助金申請書兼口座振替依頼書

◆ 申請期間

令和 8年 2月 27日（金）必着厳守

※ 上記期日を超過して到着した申請書については受け付けいたしかねますので、必ず期日までにご申請ください。

◆ 指定口座への振込について

※ 前回受給されなかつた方、印字の口座情報に変更がある方は、必ず申請書の裏面に「振込指定口座の通帳の写し」を貼付いただきますようお願ひいたします。

※ 区に申請書類が到着後、審査し、交付が決定した時点で「補助金交付決定通知書」を送付します。お振込み時期は、補助金交付決定通知書の送付から約1～2週間程度です。

◆ 申請書類郵送先・お問い合わせ先

申請書類送付先

〒110-8615

東京都台東区東上野4-5-6

台東区 健康部 健康課 在宅療養連携担当

お問い合わせ先

電話：03（5246）1215

FAX：03（5246）1059

E-mail：kenkou-zaitaku.yp9@city.taito.tokyo.jp

◆ アンケートへのご協力のお願い

本事業の参考とさせていただくため、下記の二次元コードより電子フォームにてアンケートへのご協力ををお願いいたします。



← アンケート電子フォームはこちら
(二次元コードで読み込んでください)

◆ その他注意事項

※ 申請書をご記入の際は、必ず記載例を確認し、誤りのないよう正しくご記入ください。記載内容に誤りがある場合、補助金をお支払いできなくなることがあります。

※ 本補助金は、東京都医療機関等（薬局）物価高騰緊急対策支援金と併給可能です。

※ 施術所（整骨（接骨）院）については、あん摩・はり・きゅうの施術所を同一施設内で運営している場合、申請はどちらか1か所のみに限ります。